

2007年3月13日

各位

日立金属株式会社

公正取引委員会による立ち入り検査に関して

弊社は昨年秋までに行いました配管材料の価格改定において、他の製造販売業者と共同して販売価格を決定している疑いがあるとして、昨年11月には「ポリエチレン管及び同継手」に関して、本年3月には「フレキシブル管及び同継手」に関して公正取引委員会の立ち入り検査を受けました。

公正取引委員会による審査は継続中であり、審査結果はまだ出されておりませんが、立ち入り検査を受けるような事態が生じたことを深刻に受け止め、昨年11月の立ち入り検査後に、下記のような対応をとっております。

1. グループ会社を含めた役員、従業員への法令・企業倫理遵守の徹底
 - ・ 各事業所巡回による独占禁止法を中心とした法令遵守の再教育
 - ・ 個別ヒアリングによる個々人の遵法意識のチェック
 - ・ 現在加入している全ての業界団体の見直し

2. 立ち入り検査を受けるような事態を生じたことに対する社内処分
 - ・ 代表執行役以下執行役全員の報酬の一部返上
 - ・ 該当カンパニープレジデントの解任及び降格

関係各位にはご迷惑とご心配をおかけしておりますことを大変申し訳なく思っております。法令・企業倫理遵守徹底をさらに強化し、一層身を引き締めてまいります。また、直接当事者他については審査結果確定後にあらためて必要な対応を検討いたします。

以上

<この件に関するお問い合わせ先>

日立金属株式会社 コミュニケーション室 担当 南

電話:(03)5765-4079

FAX:(03)5765-8312